紙の保険証からマイナ保険証を基本とする仕組みに変わります

マイナンバーカードと保険証が一体化することで、12月2日以降は紙の保険証の新規発行を終了します。医療機関などを受診する場合は、マイナンバーカードを利用した保険証（マイナ保険証）を使用してください。

マイナ保険証を持っている場合

- マイナンバーカードを使って医療機関などを受診することができます。
- 各認定証を提示しなくても限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証を持っていない場合

- お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。
- お持ちの保険証の有効期限までに「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を使用して今までと同じように医療機関などを受診することができます。
- 支払いを限度額までにするには各認定証の提示が必要です。

マイナンバーカードの保険証利用登録の方法

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、保険証の利用登録が必要です。医療機関などにある顔認証付きカードリーダーからの申請、マイナポータルからの申請、セブン銀行ATMからの申請の3つの方法で利用登録ができます。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ　市市民課国保年金係（☎22－2111　内線1021）

年金の源泉徴収票は大切に保管しましょう

令和6年中に厚生年金、国民年金などの老齢や退職を支給理由とする年金を受け取った人に、「公的年金等の源泉徴収票」が届きます。

これは日本年金機構本部が年金額や源泉徴収された所得税額などを知らせるもので、所得税の確定申告時の添付書類などで必要です。大切に保管してください。

送付予定時期　令和7年1月中旬以降

源泉徴収票の再交付　ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）※050から始まる電話からは（☎03-6700-1165）

問合せ　八代年金事務所（☎0965-35-6123）

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

熊本県最低賃金が上がりました。

時間額　952円（10月5日から）

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。詳しくは、人吉労働基準監督署にお問い合わせください。

働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」についてのさまざまな相談に対応した支援をしています。詳しくは、お問い合わせください。

働き方改革推進支援センター☎0120-041-124

問合せ　人吉労働基準監督署（☎22-5151）

新築住宅を建てるときのルールが変わります

建築物省エネ法が改正され、令和7年4月から全ての新築建築物に省エネ基準への適合が義務付けられます。

併せて、建築基準法の改正で、木造戸建住宅を建築する場合に建築主・設計者が行う建築確認手続きが変更されます。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

問合せ　県土木部建築住宅局建築課（☎096-333-2534）

▲詳しくはこちら

みんなで徹底しよう「三ない運動」

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。有権者が寄付を求めることも禁止されています。

政治家の寄付禁止の対象

- 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物などの差し入れ
- 祭りへの寄付・差し入れ
- 町内会の集会・旅行などの催し物への寸志・飲食物の差し入れ
- 落成式・開店祝などの花輪
- 病気見舞い
- お歳暮・お年賀
- 入学祝・卒業祝
- 葬儀の花輪・供花
- 秘書などが代理で出席する場合の葬儀の香典

詳しくは総務省または明るい選挙推進協会のホームページをご覧ください。

問合せ　市選挙管理委員会事務局

▲総務省「寄附の禁止」

▲三ない運動

日本遺産の里　人吉球磨観光カレンダー販売中

相良700年の歴史を誇り、日本遺産に認定されている人吉球磨の美しい原風景を収めたカレンダーを販売しています。

販売価格　1部700円（郵送の場合は、2部までが300円、3部以上が500円の送料がかかります）

販売場所　HASSENBA、人吉温泉物産館、イスミ本店、文具のオカモトなど

詳しくはお問い合わせください。

問合せ　人吉温泉観光協会（☎22-1370）

▲注文フォーム

▲表紙の写真

令和6年度（1月期）

人吉市職員採用試験

一次試験

期日　令和7年1月11日（土）

場所　市役所

受付期限　12月13日（金）

試験職種・採用予定人数・受験資格

職種	区分	採用予定人数	受験資格
行政事務A	大卒程度	1人程度	平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
行政事務B	学歴不問 社会人対象	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、令和7年1月1日現在で民間企業などでの業務経験が5年以上ある人
保健師	大卒程度	1人程度	昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、保健師免許を持っている人（取得見込みも含む）
一般事務	高卒程度	1人程度	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人
技術（土木）	高卒程度	1人程度	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人
一般事務 （障がい者対象）	高卒程度	1人程度	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、次の要件を全て満たす人 ○試験申込日までに身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている人 ○自力で通勤ができ、介護者なしで職務遂行ができる人

※申込方法や試験内容など詳しくは市ホームページをご覧ください。

▲詳しくはこちら

問合せ　市総務課職員係（☎22－2111　内線3212）